

【共生モデル地区（黒尊流域）の第二期活動総括】

黒尊川流域では、平成18年11月19日に流域の住民組織「しまんと黒尊むら」と四万十市、高知県の三者で「黒尊川流域の人と自然が共生する地域づくり協定」を締結した。その後協定内容を一部変更し、平成24年7月24日に第二期協定を5ヶ年の協定期間として締結している。

第二期協定期間中に、これまでの「しまんと黒尊むら」の水辺林の間伐、年4回の水質調査、子供を対象とした川の生物調査、河川周辺における歩道整備や草刈等の活動が功績として認められ、環境省の平成27年度「水・土壌環境保全活動功労者」を受賞した。

平成29年7月に5年間の協定期間が終了することから、第二期協定期間中の活動総括（協定第5条：目標とする姿、第6条2：保全と活用に関する流域住民の取組、協定第6条3：保全と活用に関する四万十市、高知県の取組に基づく活動総括）を以下で報告する。

1. 川は、アユやアイキリ、アメゴなどの川魚が豊富に棲むことができる清流であること（協定第5条1：清流環境についての活動総括）

(1) 平成23年より、くろそん手帖（※1）イベントとして水中散歩（川歩き）を行っている。現状の把握と地域外の子供たちとの交流、清流を守ろうとする意識の向上に繋がっている【協定第6条2（1）（7）】

※1 くろそん手帖

余白を大きく取った黒尊地区の案内地図を手に地区の自然や歴史等を調査し、感想や地域の情報を手帖に書き込んでいくもの（平成23年から）

(2) 「しまんと黒尊むら」と県は、協働で定期的に黒尊川の水質調査（年4回）を行っている。調査は、四万十川条例の項目である清流度、水生生物、窒素、リンと他に国の環境基準項目であるPH、SS、BOD、DO、大腸菌群数を実施してきた。水質調査において、国の環境基準項目については基準を満たしており、また、四万十川独自の水質基準である清流基準についても、水生生物、窒素、リンは基準を満たしている。清流度は年度や四季、調査時間帯等に左右されやすく、一部の調査地点において基準を下回った年もあるが、他の四万十川の観測地点の中では一番高い（澄んで見える）結果となっている【協定第6条3（8）】

(3) ゴミを捨てないように促す看板設置を検討【協定第6条2(6)】

(4) 地区における浄化槽設置率(奥屋内下地区18戸/22戸等)は向上しており、また黒尊親水公園における浄化槽付きトイレ(森林管理署整備)を市西土佐総合支所と共に管理している【協定第6条2(6)、第6条3(7)】

2. 水辺は、四季折々の植物が豊富に生育する環境であること(協定第5条2: 水辺環境についての活動総括)

(1) 高知県清流保全パートナーズ協定(高知食糧株式会社)を利用して、水辺林の間伐、遊歩道の整備、看板の設置等を実施した【協定第6条2(2)】

(2) 黒尊川にじゃかごの残骸やコンクリート殻等があり、カヌー下りや遊泳者への危険性の視点で、県と現地確認及び対応協議等を実施した【協定第6条3(4)】

3. 里は、伝統的な風景であるゆず畑や棚田、石積み、森林軌道跡などが残っていること(協定第5条3: 里の保全についての活動総括)

(1) 平成26年度に四万十市生涯学習課と連携し、学生キャンプの受入を行い、他県の学生との交流により地域内外での重要文化的景観に選定された農村山の景観保全の意識の向上等に繋がった【協定第6条2(3)、第6条3(5)】

(2) 旧奥屋内小学校におけるくろそん手帖博覧会(平成28年4月)で森林軌道の写真等の展示(昔の校舎等のものを含め83枚)を行い、地区内外の方と伝統的な風景について意見交換や情報共有をすることに繋がった【協定第6条2(5)(10)】

4. 森は、足元まで陽が入り、歩いて楽しむことができること(協定第5条4: 森の保全についての活動総括)

(1) 高知県清流保全パートナーズ協定(高知食糧株式会社)を利用して、水辺林の間伐等を行っている。間伐した木材を利用して「しまんと黒尊むらまつり」のイベントでの木のスプーンづくり、また炭窯、炭焼き体験を行い、地域の間伐材の利用に繋がった【協定第6条2(4)】

(2) 四万十市と契約を締結し、県の協働の森パートナーである日鉄住金環境プラントソリューションズ株式会社に対して、流域の市有林において間伐の指導を行った（平成 21～26 年度）【協定第 6 条 2（4）、第 6 条 3（1）】

(3) 自伐型林業の先進地（仁淀川町上名野川地区）視察研修を行い、仁淀川町における林業の取組紹介や自伐林業家との意見交換を通じて、具体的な施業方法を学んだ。研修によって現地と旧西土佐地区との違いを実感し、施業の必要性の認識が高まった【協定第 6 条 2（2）（4）、第 6 条 3（1）】

(4) 黒尊溪谷親水公園の植物が、シカの食害によりシカの忌避植物以外は全滅しており、林地荒廃や溪谷美を損ねるという問題があった。その現状をうけ、自然再生のため、植樹及び防護柵（カエデやヤマサクラ等植樹：300 本、防護柵設置：約 300m）の設置を行った（四万十川森林ふれあい推進センター主体）【協定第 6 条 2（2）】

(5) 害獣対策として、シカ肉の利活用の取組をしている。平成 22 年度高知県鳥獣対策課のシカ肉事業化支援事業の補助金を活用し、旧奥屋内小学校給食棟をシカ肉加工施設として四万十市から借り受け、解体練習、販売価格の協議を行い、シカ肉の販売を行っている。（年間約 3 頭程度）これについて四万十くろそん会議では、ジビエ料理の利活用でシカ肉の需要を増やすといった意見のほか、シカ肉の解体や運搬する人が少ないことから、「運搬専門者を確保すること」や、「解体の講習会を開催すること」や「箱ワナ猟免許保持者を増やすこと」といった対策を検討している【協定第 6 条 2（8）（9）】

5. 暮らしは、伝統的な文化、料理や歴史などが伝わるとともに、環境にやさしい取り組みが行われ、住民がイキイキとしていること（協定第 5 条 5：伝統文化・歴史等についての活動総括）

(1) 老人会・お茶会等の地域のイベントの中で味噌作りや大豆の煮豆作り等、地域の料理を共有する取組を行っている【協定第 6 条 2（5）】

(2) 傷みの激しかった旧森林軌道のトロッコを修復し、しまんと黒尊むらまつりで展示する等、旧森林軌道のトロッコ・レールの保存・活用を進めている。（奥屋内小学校で保存、トロッコ寸法：幅 1.1m、長さ 2.2m、レール寸法：幅 0.8m、長さ 5.5m）【協定第 6 条 2（5）】

(3) 「しまんと黒尊むらまつり(※2)」や「くろそん手帖」に係るイベント等を通して、黒尊地区について地域内外多くの方に地域の魅力を発信している。
(主な体験・イベント：植物観察会、ホタル狩り、紙漉き体験、森林軌道の観察、水中散歩、マイ箸づくり等)【協定第6条2(7)】

※2 しまんと黒尊むらまつり

食、文化、歴史が結集した黒尊地域で年1回開かれるお祭り。平成28年度で11回目。

(4) 平成17年より「しまんと黒尊むら」の活動を紹介した紙媒体の「黒尊むら通信」の発行を行っている(情報を充実させて発行回数を増やせないか検討中)【協定第6条2(10)】

(5) 平成26年度には高知県豊かな環境づくり総合支援事業により、情報発信ツールの充実を図った。HP・フェイスブックの立ち上げを行い、イベントの情報や収集した資料等を一部HP等で紹介しており、地域外への情報発信に加えて情報の保存にも繋がった【協定第6条2(10)、第6条3(9)】

6. 協定第5条1の規定する以外の取組

- ・ 幡多土木事務所地域委託事業として国道441号の草刈を年2回実施し、道路の維持管理の一翼を担っている。